公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３２号
宮城県栗原市瀬峰下田216番地85
債務者　阿部　光宏
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５８２４号
大阪府吹田市津雲台６丁目20番Ｄ92―107号、事業所所在地兵庫県三田市高次２丁目７－２フレイバーパークⅢ－Ｅ
債務者　ＴＡＫＥ・ＯＮＥこと　藏留　剛正
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７６号
埼玉県春日部市花積507番地５　コーポカトレア201
債務者　鈴木　俊広
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　和善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
東京都大田区大森北１丁目11番10―408号
債務者　田中　信治
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　文夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第７１０号
大阪府和泉市松尾寺町494番地の４
債務者　山本製畳こと　山本　嘉一
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７６２号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目10番15―202号
債務者　橋本　明佳
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８０号
兵庫県明石市魚住町清水217番地の10
債務者　船越　新也
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
兵庫県西宮市獅子ヶ口町８番32号
債務者　沼田　由治
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２８３号
さいたま市岩槻区城南１丁目５番16―201号ヴィラ城南Ａ棟
債務者　藤田　徹哉
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪木あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７７号
名古屋市熱田区南一番町５番28号、住民票上の住所名古屋市熱田区南一番町21番15号
債務者　村田　公子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
兵庫県小野市葉多町850番地の２
債務者　井上　春美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第４１５号
埼玉県越谷市東越谷５丁目14番地19
債務者　冨岡　　純
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
広島県安芸高田市甲田町下小原3782番地６、前住所広島県広島市佐伯区藤の木１丁目10番33号
債務者　春木　　亘
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１５２８号
さいたま市中央区下落合３丁目17番13号　カレントレジデンス102号、前住所さいたま市浦和区瀬ヶ崎２丁目３番２号209
債務者　伊藤　隆也
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　尚郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
大阪府富田林市寿町２丁目10番35―606号
債務者　西宮ゆかり
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２２７号
大阪府羽曳野市桃山台２丁目３番24号
債務者　前坂　忠良
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２３号
札幌市豊平区水車町３丁目４番24号　丸藤マンションＡ―２号
債務者　柴田　　覚
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部